一般社団法人
東京都産業資源循環協会

〒101-0047　東京都千代田区内神田1−9−13　柿沼ビル7F
TEL:03 (5283) 5455　FAX:03 (5283) 5592

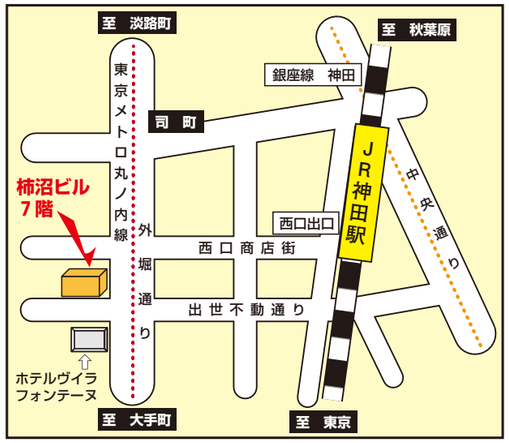

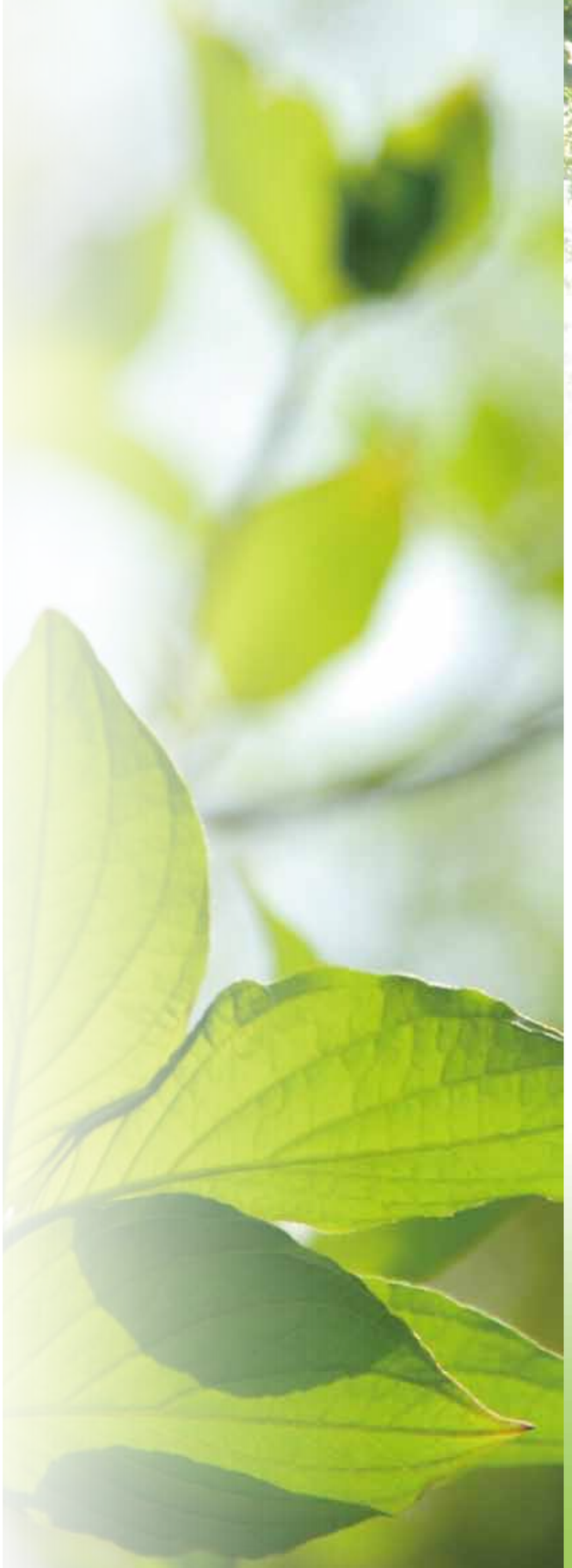

東京都で唯一の産廃処理業者団体

東京都産業資源循環協会
ご案内

一般社団法人
東京都産業資源循環協会

〒101-0047　東京都千代田区内神田1−9−13　柿沼ビル7F
TEL:03 (5283) 5455　FAX:03 (5283) 5592
U R L　http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail　info@tosankyo.or.jp

首都東京の環境を守り産業を支えます！

一般社団法人東京都産業資源循環協会は、産業廃棄物の収集運搬及び処分業等の許可を受けている企業を中心に、協会の目的に賛同する処理業者や排出事業者などで構成されている健全な公益的な法人です。東京都、国、関係団体と密接な連携を保ちながら、産業廃棄物の適正処理と資源循環を推進し、産業の健全な発展と生活環境の保全を図ることを目的としています。

協会の行う公益的事業

◆調査研究　適正処理と資源循環を推進していくための調査研究を行い、その成果をもとに、国や東京都などに制度改正などの提案・要望を行うとともに広く一般に対し啓発を行っています。

◆一般研修　東京都や関係団体とも協力し、適正処理と資源循環などに関する研修会・講習会を会員外も含めた公開型で実施しています。

◆許可申請講習会　都内で実施される産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会や、排出事業者に係る特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を、主催者の（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと協力して開催・実施しています。

◆相談指導　お問い合わせの産業廃棄物を処理できる業者を、当協会に加入されている業者からご案内いたします。

◆環境活動　社会で行われる環境活動への参加、次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動の実施、公益寄付など社会的・公益的役割を果たしています。

◆環境対策・災害対策　産業廃棄物によって生じた環境問題について、東京都の要請に基づいて対応することにしています。また、災害時に発生する災害廃棄物について東京都などに協力して処理活動を行います。

協会の行う会員向け事業

◆機関誌発行　機関誌「とうきょうさんぱい」を毎月発行し、会員に対して法制度や処理業経営に関する最新の情報をわかりやすく提供しています。会員からの投稿もできます。

◆会員向け研修　法制度や安全衛生など、会員に共通する問題に関する研修会や内外の処理施設見学研修会などを随時、開催・実施しています。

◆会員交流　協会や会員企業の活性化に必要な、会員相互の交流や情報交換、連携強化の場として、総会後の懇親会、賀詞交歓会、多摩支部・青年部・女性部などの交流活動を行っています。また、会員企業の従業員を対象として優良従事者表彰など志気高揚のための顕彰・表彰を行っています。

マニフェスト頒布事業　適正処理の確保に欠かせないマニフェスト（産業廃棄物管理票）の頒布を行っています。また、車両表示板作製斡旋や関係図書の販売を行っています。

会員の活動　広報委員会、中間処理委員会、安全衛生推進委員会、医療廃棄物委員会、収集運搬委員会、建設廃棄物委員会、多摩支部、青年部、女性部などの委員会・部会があり、多くの会員企業が参加して、関係する問題の検討や情報交換を行っています。

団体交流　公益社団法人全国産業資源循環連合会の構成員として活動するほか、排出事業者等の諸団体との交流を通じて適正処理と資源循環を推進し、業界の発展を目指しています。

業界の発展のために共に行動しませんか!!

入会のご案内

適正処理と資源循環を推進する優良業者の集まりとして、東京都や関係団体・排出事業者の皆さんからも高く評価されている東京都産業資源循環協会への入会をおすすめします。

■入会資格

正会員　東京都知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、又は環境大臣認定業者、産業廃棄物排出事業者等で協会の目的に賛同するもの

賛助会員　産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物関連事業者及び団体で、協会の目的に賛同するもの

■入会金及び会費（下表）

会員の種類	許可業種等の区分等		年額（円）	月額（円）	入会金（円）
正会員	収集運搬業（積替えも保管も含まない。）		84,000	7,000	20,000
	収集運搬業（積換え又は保管を含む。）		120,000	10,000	
	広域認定（施設なし。）				
	再生利用認定				
	処分業	中間処理	180,000	15,000	
		最終処分			
	広域認定（施設あり。）				
	無害化処理認定				
	排出事業者		60,000	5,000	
	個人営業の小規模企業とみなされる収集運搬業（積替えも保管も含まない。）		36,000	3,000	
賛助会員			50,000		10,000

※２種以上の業を行っているときは、会費の上位額を適用します。

正会員、賛助会員とも入会手続き終了後、請求書を送付しますので、当協会指定銀行口座にお振込みください。正会員の会費は、３ヶ月分一括前納となります。また、正会員へは会員章を送付します。